第二次東大和市特別支援教育推進計画 平成29年度~33年度

平成29年3月 東大和市教育委員会

「特別支援教育」が法律上明確に規定されて10年を迎えます。

平成29年2月、東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画が 公表されました。

障害者権利条約の批准と関連する国内法の整備やインクルーシブ教育システムに関する国の動向、障害者差別解消法の施行など、障害のある児童・生徒を取り巻く環境の変化に伴い、特別支援教育の一層の推進を図るというものです。

本市では、平成26年に、東大和市特別支援教育推進計画を策定し、それまで 学校・家庭・関係機関と連携して取り組んでまいりました特別支援教育の内容と 今後の方向性を体系的に整備し、計画の実現に向けて取り組んでまいりました。

平成29年4月から始まる「第二次東大和市特別支援教育推進計画」では、学校や関係機関はもとより、市民や保護者にも、特別支援教育や学校内での取組状況がわかり、特別支援教育の推進に向けて、共に考えていけるように「わかりやすさ」を意識して策定しました。

障害の有無に関わらず、大人も子どもも、お互いを思いやる心を持ちながら、 自己理解と相互理解を深めあう共生社会の実現に向けて、特別支援教育をより 一層、計画的に推進してまいります。

皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成29年3月

東大和市教育委員会

目 次

はじめに

Ι	計	画策定	こにあ	たっ゛	て・	• •	•	• •	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• 1	ĺ
	1	計画の計画の	目的	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	1
	2	計画の	理念	• •	• •			•		•	• •	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 3	1
	3	計画の)位置	づけ	• •	• •	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	• ∠	1
\blacksquare	東	大和市	5にお	ける!	特別	支援	教育	う う の 見	見状	. •		•		•	•	•		•	•	•	•	•	• 5	5
	1	特別支																						
	2	特別支	援学	級の	設置	状況	[学校	交】	•	•	• •	•	• •	•	•		•	•	•	•	•	• 6	2
	3	学校に																						
	4	巡回框																						
	5	就学相																						
Ш	第	三次東	大和	市特別	別支持	援教	育推	進記	計画	įのΕ	取組	結	果•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	1 5	5
IV	第	三次東	東大和	市特!	別支持	援教 [·]	育推	進言	計画	j •		•		•	•	•		•	•	•	•	• ;	23	7
		支援教																						
	1	学校の																						
	(1)校長																						
		?)校内																						
) 個別																						
		.) 子と																						
		, 。) 教員																						
		() 巡回																						
) 副籍																						
		特別支																						
	<u> </u>) 小学	く」及が. がか.こ	ェ おけ	ひかり]] []] []	丁 // !	(5)	いか	: :=		•		•				•		•		•	3 2	- ر
	(2	ノ かま 学中 (!	がない	かけ	るはり	ᆲᆂ	区乡	文字(ソノ ひt全	. 		•		•	•			•	•	•	•	•	2 3	_
	(2	.)中 3 3)特別	一大に	001フ·	の か な で		及3	Œ	/ノ作	เอม				•	•	•		•	•	•	•		3 C	1
	(3	ノ _{行か} ①特別																						
	_	②特別																						
	3	関係機																						
)保育																						
	(2	(1)特別	J支援 [!]	字校	との)	連携	• •	•	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	36	2
	(3	() 発達	≦障害:	者支:	援連	絡会	の浔	珊	• •	•	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• ;	37	1

4 保護者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	8
(1) 就学相談システムの充実・・・・・・・・・・・・・3	9
(2)通常学級における巡回相談・巡回指導による保護者への	
情報提供の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\cap
(3)特別支援教育の情報発信・・・・・・・・・・・・・・・・4	1
Ⅴ 資料編	
ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり(※)・・・・・・・・4	5
就学支援シート(※)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4	7
個別支援・個別指導カード(※)・・・・・・・・・・・・・・・4	9
個別指導計画(※)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
, 1832/3/1879	•
第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱・・・・・・5	
第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿・・・・・・5	5
第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会開催経過・・・・・・5	6
計画の概要(骨子)に係るパブリックコメントの実施状況・・・・・・5	6
※上記様式は、実際に学校で使用しているものを参考に掲載しました。	



I 計画策定にあたって

I 計画策定にあたって

1 計画の目的

本市では、平成26年12月に、国の法令及び東京都の実施計画や通知等に基づき実践してきた特別支援教育について整理し、市が目指している方向性を体系的に理解・共有することを目的に「東大和市特別支援教育推進計画」(以下「第一次計画」という。)を策定いたしました。

ここで、第一次計画の計画期間が平成28年度で終了することから、現行計画を踏まえ、特別支援教育の一層の推進を図るとともに、市民(保護者)・学校・関係機関が共に就学や進路、就労について考え、将来に見通しが持てる相談体制を目指して、「第二次東大和市特別支援教育推進計画」を策定するものです。

計画の策定にあたりましては、公募市民をはじめ、学識経験者、学校関係者、教育委員会からなる懇談会組織を立ち上げ、検討を行ってまいりました。

2 計画の理念

特別支援教育の理念は、「発達障害を含め障害のある幼児・児童・生徒の自立 や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生 徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難 を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」ものです。

本計画の理念は、第一次計画を継承して、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するために、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることや地域の一員として生きていく力を培い、共生社会の実現を目指すものです。

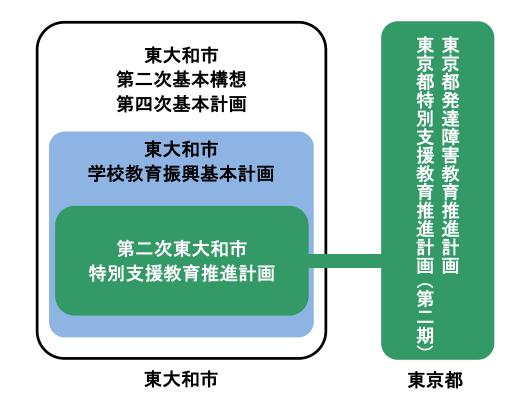
3 計画の位置づけ

本計画は、東大和市総合計画「第四次基本計画」で定められた施策の一つである学校教育施策の長期的な指針「東大和市学校教育振興基本計画」の中の、特別支援教育の推進について具体化し、その方向性を示すものです。

計画期間は、平成29年度から33年度までの5年間としており、中間年度となります平成31年度に見直しを行います。

本計画は、全部で5部構成となっています。

- I 計画策定にあたって
- Ⅱ 東大和市における特別支援教育の現状
- Ⅲ 第一次東大和市特別支援教育推進計画
- Ⅳ 第二次東大和市特別支援教育推進計画
- V 資料編



II 東大和市における特別支援教育の現状

Ⅱ 東大和市における特別支援教育の現状

本市には、市立小学校10校、市立中学校5校の計15校があります。

児童・生徒一人一人の多様な教育ニーズや発達の状態等に応じた教育を行うために、少人数学級で個別指導を中心とする特別支援学級(固定制)、学習面や行動面の一部の特別な支援を週1回程度行う通級指導学級(特別支援教室)を設置しています。

児童・生徒一人一人には、それぞれの課題や特性があります。

通常学級では、学校生活の様々な場面で苦手とすることがあり、支援を必要とする児童・生徒の把握と支援、情報を共有するシステムとして各学校に「校内委員会」を設置し、特別支援教育の中心的な役割を担っています。

また、学校(校内委員会)や幼稚園・保育園、保護者、その他関係機関との連携や相談、つながる支援を「巡回相談員・巡回指導員」が行っています。

そして、一人一人の特性や能力、発達や障害の程度に応じて、当該児童・生徒の可能性を最大限に伸長できる学びの場を考える「就学相談システム」があります。

各学校では特別支援教育の推進に向けて様々な取組みを行っております。 例えば「ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり(資料編参照)」で は、どの児童・生徒にも安心感を与え、落ち着いた学校生活を送るための視点 を整理し、活用しています。

10..11..12....20....30 授業中、立ち歩く・着席していても常に 考える力はあるのに、文 40..41....50. 体が動くなど、学習に集中できない。し を読んだり書いたりす ゃべることをやめられない。 ることが苦手。 周りのみんなと、どう付き合 って良いか分からない。 考える力はあるのに、算数だけでき ない。四則計算が定着しない。 不器用であったり、運動が苦手で あったりして学校生活に差し障 こだわりがあって、切り替えがうま くできない。 マットや跳び箱、ボール運動がう 新しいことに対して不安がある。 まくできない。

児童・生徒が学校生活で困っていること(例)

1 特別支援学級の設置状況【小学校】

(1)特別支援教室:小学校全校実施 (p19 参照)

通常学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつまずきがあり、個別に改善・補充を必要とする児童が対象です。

在籍する学校の特別支援教室で指導を受けます。

拠点校	巡回校	グループ名称
第二小学校	第八小学校、第十小学校	くぬぎグループ
第六小学校	第三小学校、第四小学校、第五小学校	けやきグループ
第七小学校	第一小学校、第九小学校	ななもりグループ

(2) ことばの教室(通級制): 1 校設置 第七小学校

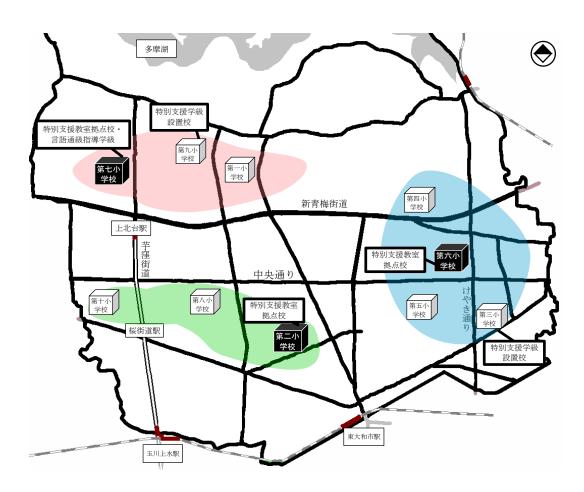
通常学級での学習に参加でき、ことばの発達に課題があり、特別支援教室、特別支援学級での指導が不要な児童が対象です。

第七小学校に週1日60分程度通級して、特別な指導を実施します。

(3) 知的障害学級(固定制):2校設置 第三小学校、第九小学校

軽度の知的発達に遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習では文章を読んで短くまとめるなどが困難な児童を対象としています。

少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。

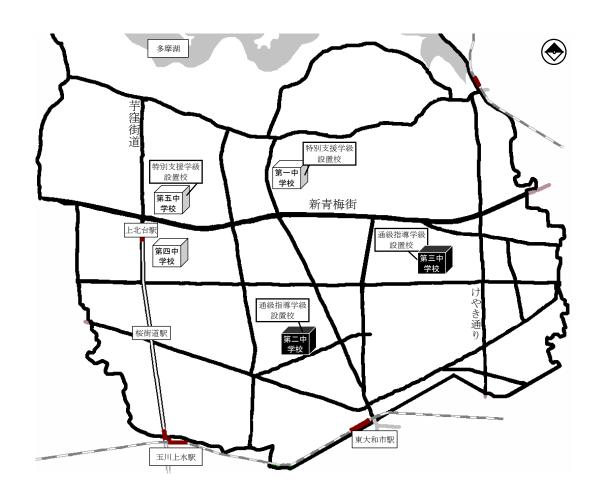


2 特別支援学級の設置状況【中学校】

います。

- (1)情緒障害等通級指導学級(通級制): 2校設置 第二中学校、第三中学校 通常学級での学習におおむね参加できているものの、行動面や一部学習のつ まずきがあり、個別に改善・補充を必要とする生徒が対象です。 個々の課題に応じた特別な指導を実施します。
- (2) 知的障害学級(固定制): 2校設置 第一中学校、第五中学校 軽度の知的発達に遅れがあり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、学習で は文章を読んで短くまとめることなどが困難な生徒を対象にしています。 少人数学級で個々の課題に応じた教育を実施します。
- (3) 自閉症・情緒障害学級(固定制): 1校設置 第五中学校 他人との意思疎通や対人関係の構築に課題があり、情緒障害等通級指導学級 だけでは、通常学級での学習成果を向上させることが困難な生徒を対象にして

少人数学級で個々応じた環境調整及び指導を受け、課題に応じた教育を実施 します。



3 学校における校内委員会の取組みについて

支援を必要とする児童・生徒の実態について、学校全体で共通理解を図ることを目的に、支援の方向性や支援方法等を検討しています。

(1) 校内委員会とは

校内委員会は、支援が必要な児童・生徒の実態について共通理解を図ることを目的 とし、支援の方向性や多様な支援策の検討、特別支援教育を取り入れた支援の進め方 の確認、保護者への啓発活動などを行っております。

校内委員会のメンバーは、特別支援教育コーディネーターを中心に、校長、副校長、 養護教諭、担任をはじめ、対象児童・生徒にかかわる教員、スクールカウンセラーや 巡回相談員等で構成されています。

まずは担任の気付きによって児童・生徒の理解のための資料を作成し、学年主任や 特別支援教育コーディネーターに相談します。次に複数の教員や巡回相談員による観 察及び情報収集を実施しています。

その情報に基づき、校内委員会の場で当該児童・生徒の困っていることの要因を共有し、支援策を検討します。その後、状況確認や効果検証等を行います。

(2) 校内委員会を組織する先生

《管理職》

校長、副校長。学校において教職員の意欲を引き出し、リーダーシップを 発揮して、学校を経営する先生。

《特別支援教育コーディネーター》

校長が指名した教員。校内だけでなく、関係機関との連絡調整等や保護者に対する学校の窓口として対応する先生。

《養護教諭》

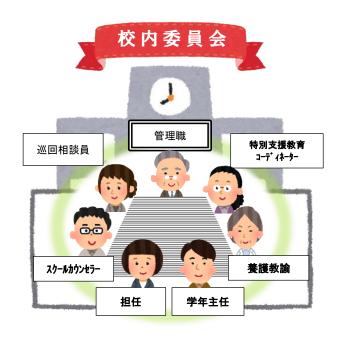
児童・生徒の保健管理、保健教育を 行う教員。多様なアプローチが求められ、重要性が高まっている保健に関す る専門性のある先生。

《学年主任》

学校内の学年所属教員のリーダー となる教員。学年運営での児童・生徒 の指導方法を教員に指導する先生。

《スクールカウンセラー》

児童・生徒の発達や適応等の問題に 関して、専門的な知識と臨床経験を有 する専門家。



幼稚園・保育園

就学支援シートの作成・提出

小学校•中学校

学年進行

就学支援シート

情報収集



行動観察

校内での気付き



校内委員会 ステップ①【気付きのまとめ】

保護者と面談



校内委員会 ステップ②【個別のニーズに応じた教育支援】

校内支援体制による教育支援

教育相談

学習支援

スクール カウンセラー対応

支援員の配置

生活指導

不登校支援

特別支援学校・ 特別支援学級(固定制) での教育支援 特別支援教室・ 通級指導による 教育支援

通常学級での 教育支援

個別指導計画の作成・活用





校内委員会 ステップ③【支援の評価・ふり返り】

次年度への引継ぎ、中学校への引継ぎ



巡回相談による支援



4 巡回相談員・巡回指導員による関係機関との連携

教育委員会に所属する巡回相談員・巡回指導員は、関係機関と連携を図り、就 学にかかわる相談や支援に関する正しい理解を推進し、つながる支援に努めて います。

(1)巡回相談員:4名

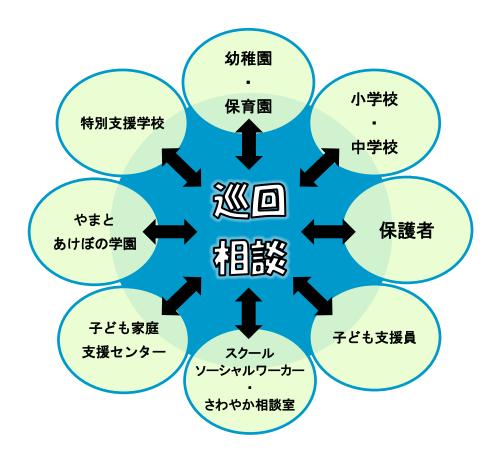
臨床心理士の資格を持つ相談員。学校や就学前期間に訪問して、行動観察を行い、児童・生徒の困っている様子を把握して、学校に伝える役割を担っています。 校内委員会に参加したり、保護者との関係づくりについて専門性を生かした助言を行ったり、保護者の依頼に基づき関係機関との連携を図っています。

就学相談も受け、内容に応じて心理検査を実施し、就学相談後も不安や課題に 応じて継続相談も行っています。

(2)巡回指導員:1名

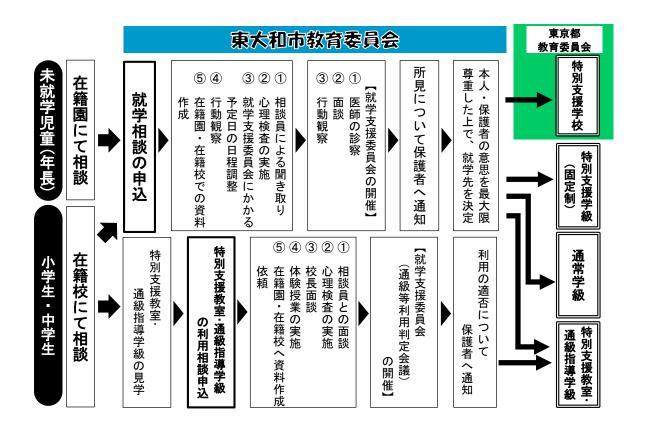
児童・生徒だけではなく、教員に対しても支援が行える教員資格を有する専門家。就学前の子供の相談について機能的に一貫性を持たせ、学校内での行動・学習に起因する心理的・学習的な問題に対応します。

小学校と就学前機関の「つなぎ」を意識した支援を行うために、訪問をし、行動観察を通じて、教育的ニーズを把握し、小学校入学後での支援について学校や 保護者への助言を行い、支援を広げる役割を担っています。



5 就学相談システム~就学相談の申込みから就学決定まで~

就学支援委員会では、一人一人の能力に応じて、特性を踏まえた十分な教育が受けられ、可能性を最大限伸長できる教育の場について相談を行います。



(1) 就学支援委員会委員とは

専門の医師、市立小・中学校長、都立特別支援学校教員、通常学級・特別支援学級担任、福祉関係行政職員、巡回指導員・巡回相談員等で構成し、幅広い視点での意見を出し合っています。

(2) 就学相談の申し込みについて

- ① 教育委員会に『母子手帳』と『印鑑』を持参し、ご来庁ください。 また、『発達検査の結果』や『かかりつけの医師の診療情報提供書』 等をお持ちの場合には併せて、ご持参ください。
- ② 巡回相談員とこれまでのお子さんの成長やこれからお子さんに期待することなどをお話ししながら、就学相談のスケジュールや学校見学等を含め、小学校の就学までの流れについてお話をします。
- ③ 就学支援委員会の当日は、お子さんと保護者でお越しいただき、専門 医師の診察、お子さんの行動観察、保護者面接を実施します。 お子さんの就学先を検討し、所見を後日お伝えします。必要に応じて 面談にてご説明します。
- ④ お子さんの発達の状況や障害の状況について、ともに理解を深め、本人・保護者の意向を最大限に尊重した上で、就学先を決定します。

Ⅲ 第一次東大和市特別支援教育推進計画の取組結果

Ⅲ 第一次東大和市特別支援教育推進計画の取組結果

第一次計画では、特別支援教育の推進のために、国の法令や東京都の実施計画や通知等を踏まえて、保護者、関係機関からの協力をいただきながら、具体的な施策を実施してきました。ここでは、第一次計画の特別支援教育に係る推進体制、取組結果を整理しました。

1 学校指導体制の充実

(1) 校長のリーダーシップによる

特別支援教育の視点での学校経営

校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点での学校経営を推進していくために校長会での情報交換を行い、市内全体の特別支援教育推進のためにレベルアップを図りました。

また、校長が特別支援教育研修会に参加し、特別支援教育の認識を深め、 校内研修を実施し、特別支援教育の推進及び授業改善を図りました。

(2)校内委員会

校内委員会を開催し、当該児童・生徒の課題を共有し、支援策を検討・ 実施し、その後の状況確認、効果検証等を行いました。

平成27年度校内委員会開催回数(15校全体回数)

2 4 5 回

(3) 個別支援カード・個別指導計画

特別な教育的ニーズや支援の必要な児童・生徒の実態を把握し、目標と指導内容及び指導方法を明確にするために、校内委員会を通して支援策の検討を進めるために個別支援カードを作成し、活用しました。

個別指導計画は、個別支援カードで判明した課題、具体的な指導目標や指導内容、指導方法等を明確にするため、児童・生徒とその保護者、学校とが連携して作成するものです。個別指導計画の活用により、障害の状況等に応じたきめ細かい指導を行いました。

平成27年度個別支援カード作成件数(15校全体件数)

757件

(4)子ども支援員の配置

小学校の通常学級で、特別な教育的支援が必要な児童の授業中や休み時間の様子を観察して、当該児童の課題解決のための方策や気づきを学級担任に伝える子ども支援員を配置しました。

校内委員会で作成した個別支援カードで支援内容を確認しながら、巡回相 談員の指導のもと、声かけ等の支援(原則週1回4時間)も行います。

また、子ども支援員(主に一般、学生の方)のスキル向上のための研修を 学期に1回実施しました。

平成27年度子ども支援員派遣人数と回数	13人	641回	
---------------------	-----	------	--

年 度	学期	子ども支援員への研修内容
	1 学期	児童・生徒とのかかわり方
平成27年度	2 学期	事例検討
	3 学期	子どもの困難さの体験
	1 学期	支援員の業務について
平成28年度	2 学期	連続性のある支援
	3 学期	子どもの困難さの理解について

(5) 教員・特別支援教育コーディネーターの資質向上

通常学級の教員を対象に外部講師を招いて特別支援教育専門研修を実施し、 特別支援教育の視点に立った学級経営が図られるよう努めました。

特別支援教育コーディネーターは、校内委員会において中心的な役割を担うことから、年間4回研修会を実施しました。

年 度	日 時	主 な 研 修 内 容 及 び 講 師
	亚世内之在	特別支援教室の導入に向けて
2 7	平成27年 11月17日	~巡回指導教員と通常学級担任との連携~
	17717	講師 東京都多摩教育事務所 指導主事 濱田 昌也 氏
0.0	平成28年	特別支援教室巡回心理士等から見た課題について
2 8	11月11日	講師 東大和市教育委員会 巡回指導員 宮川 由美 氏

(6)副籍制度

副籍制度は、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の小学校や中学校に副次的な籍を置き、地域とのつながりの維持や継続を図るため、学校行事等への参加や、学校だより等の交換を通じて地域との交流を図っています。

平成27年度副籍制度利用数/都立特別支援学校通学者数

27人/68人

(7)特別支援教室の検討

東京都教育委員会では、これまで「児童が通う」通級指導学級に代わり、 「教員が巡回する」特別支援教室を平成28年度から3年間で都内全公立小 学校に導入することとしました。

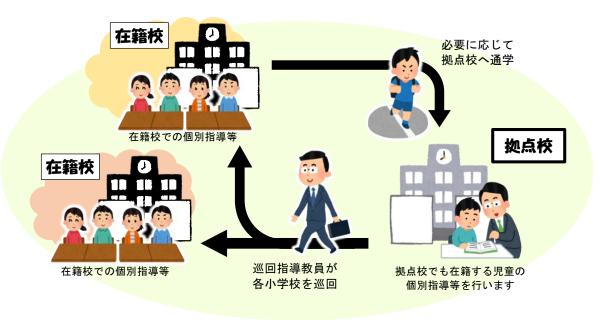
本市では、これを受けて、平成28年度に全市立小学校で導入を実施しました。

導入にあたっては、特別支援教育検討委員会で協議、調整を行いました。 本市では児童の個々の教育的ニーズに応じて、これまでの通級指導が必要 な児童には、拠点校(今までの通級指導学級設置校)での指導も受けること ができるようにしています。(下図参照)

平成27年度特別支援室導入のための検討委員会の開催回数

10回

【平成28年度以降の特別支援教室のイメージ図】



2 特別支援学級の充実

(1)特別支援学級の適正配置

特別支援学級及び通級指導学級の配置については、利用する児童・生徒数の推移を踏まえながら計画的な配置を行ってきました。

平成24年度に、東大和市学校規模等のあり方検討委員会での検討結果を踏まえて、平成26年度に第七小学校には通級指導学級、第五中学校には特別支援学級を新たに設置し、平成28年度には、第三中学校に通級指導学級を設置し、現在の体制となりました。

(2) 特別支援学級教員の資質の向上

特別支援学級の教員が専門的知識と指導力を高めるために、外部講師を招いて研修会を主体的に実施し、その効果を上げました。

また、特別支援教育の推進・周知啓発を担う都立羽村特別支援学校との研究交流を実施し、助言等を受け、授業改善を図りました。

平成27年度特別支援学級の教員研修会開催回数	9 🛭
平成27年度都立羽村特別支援学校との研究授業交流回数	3 🗆

3 関係機関との連携

(1) 幼・保・小連携会議の充実

幼稚園・保育園と小学校が連続性ある支援のために年2回会議を開催しま した。

1回目(6月)には、関係機関の管理職が集まり、特別支援教育の方向性や情報共有を行いました。

2回目(12月)に実務担当者が集まり、学校区ごとグループに分かれて、 引継ぎや共通の課題について効果的な連携会議をしました。

(2) 就学支援シートの活用

就学支援シートは、保護者と就学前機関が一緒に作成し、小学校へ引き継ぐためのツールです。このツールの定着を進めるにあたり、作成時における保護者や就学前機関の負担軽減を考慮し、様式や提出方法の見直しも行い、普及に努めました。

就学支援シートの活用状況						
2 7 年度	新1年生741人 提出件数149件(提出率18.9%)					
28年度	新1年生738人 提出件数167件(提出率22.6%)					

(3)特別支援学校との連携

羽村特別支援学校の特別支援教育コーディネーターから課題に応じた指導 方法の助言を受け、専門性のある授業の実践を行いました。

平成22年度から都立羽村特別支援学校と、平成27年度から武蔵村山市 教育委員会も加わり、3機関による共催講演会を開催して、市民を対象に特 別支援教育の理解啓発に努めました。

	2 7 年度	28年度
特別支援学校コーディネーター訪問回数	3 🗉	
支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会開催		年1回

(4) 特別支援連携協議会(仮称)の検討

幼少期から就労までの連続した個別支援や協議体組織の検討を進めました。 また、同時に別個の組織として、平成27年2月に障害福祉課を中心に、発達障害者支援連絡会が発足されました。関連機関である子育て支援課、保育課、青少年課、障害福祉課、健康課、学校教育課で組織され、実務レベルでのネットワークの構築及び支援ツールの検討に着手しました。

各会開催回数 2回

4 保護者支援・相談体制の充実

(1) 就学相談システムの充実

障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸長することのできる教育の 場について就学支援委員会で総合的に勘案し、保護者へ十分な情報提供を 行い、児童・生徒と保護者の意向を尊重し、相談を進めました。

平成28年度就学支援委員会開催回数	17回
平成28年度就学支援委員会申込件数	7 4 件

(2)巡回相談・巡回指導の充実

巡回相談・巡回指導の充実については、臨床心理士の資格を有する巡回相談員と特別支援教育士の資格を有する巡回指導員とで相互に連携し、市立小・中学校や就学前機関を巡回し、行動観察やアセスメントを行い、支援策等について助言を行いました。

また、特別支援教育に関する校内研修での講師派遣や校内委員会に参加 し、個別支援カード、個別支援計画の作成方法等についても指導・助言を行 うなど、校内体制づくりの充実に努めました。

平成28年度巡回相談員人数	4人
平成28年度巡回指導員人数	1人
平成28年度巡回相談・巡回指導派遣回数	388回

(3) 通級の継続・終了判定システムの充実

通級の継続・終了判定システムの充実については、年1回、利用児童・生徒の通級指導学級の利用及びその目的が適正であるか等状況を把握し、目的を達している場合は、利用を終了する判定会議を開催しました。

平成28年度通級指導学級継続・終了判定会議開催回数	1 回
---------------------------	-----

(4)特別支援教育の啓発

障害や発達に関する市民の理解が必要不可欠であり、目指すべき共生社会の理解向上のために特別支援教育に関するリーフレットを作成し、市立小・中学校の保護者に配付しました。

IV 第二次東大和市 特別支援教育推進計画

Ⅳ 第二次東大和市特別支援教育推進計画

本計画では、第一次計画との比較・検証が行えるように、第一次計画の4つの 柱を基本として再構築しました。

これまで取り組んでまいりました特別支援教育のいずれの施策も、今後、内容の充実を図り、国や東京都の計画及び動向を踏まえて、継続・発展させていくべきものです。

- 「1 学校の指導体制の充実」では、これまでの校内委員会を中心とした取り組みの強化・充実が中心となります。
- 「2 特別支援教室・特別支援学級の充実」では、東京都の特別支援教室全公立小学校導入開始となる初年度にあたる平成28年度に、市内小学校全校一斉導入いたしました。今後は、充実した制度となるよう、これまで指導の実践を積上げてきた特別支援学級や通級指導学級との連携を密に行いながら、充実した指導内容や体制整備を行ってまいります。
- 「3 関係機関との連携」及び、「4 保護者支援の充実」では、相互に深く 関係しており、引き続き、巡回相談員・巡回指導員や特別支援学校の専門性やノ ウハウを活用しながら、保育園・幼稚園と小学校の連携強化、就学相談システム の充実を図ってまいります。

また、特別支援教育及び発達障害等の正しい知識や理解を広め、誤解や偏見のない、相手の立場に立った行動や対応ができるように情報発信の工夫を行ってまいります。

なお、本計画期間は平成29年度から平成33年度までの5年間としており、 中間年度となります平成31年度に見直しを実施いたします。

校内委員会の充実 個別支援カード・個別指導計画 の作成と活用 東 子ども支援員のスキルの向上 1 学校の指導体制の充実 大和市における特別支援教育推進体制の整備 教員・特別支援教育コーディネ ーターの指導力の向上 巡回相談員と巡回指導員による 校内体制の充実 副籍制度の充実 小学校における特別支援教室 の充実 2 特 別 支 援 教 室 • 中学校における特別支援教室 の検討 特別支援学級の充実 特別支援学級の充実 保育園・幼稚園と小学校による 連携会議の充実 (体系図 3 関係機関との連携 特別支援学校との連携 発達障害者支援連絡会の活用 就学相談システムの充実 通常学級における巡回相談・巡回指 4 保護者支援の充実 導による保護者への情報提供の充実 特別支援教育の情報発信

校長のリーダーシップによる特別

支援教育の視点での学校経営

1 学校の指導体制の充実

特別支援教育の充実を図るには、各学校で特別支援教育の視点を盛り込ん だ学校経営方針を策定するなど組織的な体制整備が必要となります。

校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターを中心とする校内委員会の活性化を図るために、特別支援教育に係る理解・啓発を着実に 推進し、教員研修のレベルを引き上げる等指導体制の充実が必要となります。

具体的には「個別支援カード・個別指導計画」を活用した取組みを行うとともに、子ども支援員を活用した指導内容の充実を図る等、特別支援教育の視点に立った指導体制づくりを研究していきます。

(1) 校長のリーダーシップによる特別支援教育の視点での学校経営

特別支援教育を推進するためには、校長がリーダーシップを発揮して、特別支援教育の視点に立った学校経営方針の策定や教育課程の編成が必要となります。

学校教育振興基本計画と同様に、本計画の方向性や基本的な考え方に基づき、特別支援教育の推進策を学校経営方針に定め、組織的に取り組むことで、 校内体制の充実が図られます。

定例校長会及び特別支援学級設置校校長会における情報共有と情報発信を 活発に行うことで、取組事例の普及・促進等を契機に、市全体のレベルアップ を図ります。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
校長会で各学校における経営方針や	継続		見直し	継続	
取組事例等の情報 交換					
管理職及び幹部職 員への特別支援教	継続		見直し	継続	
育研修の実施					

(2) 校内委員会の充実

校内委員会は、児童・生徒への多様な指導方法の検討のほかに、保護者への 特別支援教育の周知・啓発や連続性のある指導のための情報共有など多くの 役割を担っています。

各学校により、校内委員会の構成メンバーや実施時期、運営方法等は異なりますが、他校での校内委員会の成功事例や運営方法等を取り入れるなど校内委員会のより一層の充実に向けて、改善を図ります。

例えば、校内委員会の実施時期を春・秋の個人面談(相談週間)前に開催し、 支援の見通しや方向性の確認や提案が行えるように見直すなど、現行の校内 体制に縛られずに、各校の実情に合わせた見直しを行っていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
校内支援体制	継続		見直し	継続	
の充実					

(3) 個別支援カード・個別指導計画の作成と活用

個別支援カードや個別指導計画は、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや 支援の必要性を把握し、長期的な視点で目標や指導・支援内容を学校・保護者 が具体的に共有するために、校内委員会を活用する過程で作成するの作成す るものです。

小学校の就学にあたって、就学支援シートが提出されたケースには、個別支援カードの作成を行うこととし、幼稚園や保育園と小学校の連携ツールとして、また、小学校から中学校へ進学する際の連携ツールとして活用しています。 特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握ができることから、保護者理解につながることはもちろん、就学・進級・進学と継続性ある指導の充実を図ることにもつながることとなります。

東京都で考案されている「学校生活支援シート」の活用・統合についての研究も進めていますが、当面は現行の個別支援カード・個別指導計画の作成・活用を推進していきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
個別支援カード・個別	継続		見直し	充実	
支援計画の作成・活用					
小学校から中学校へ	継続		見直し、	継続	
の引継資料としての					
活用					

(4) 子ども支援員のスキルの向上

子ども支援員の派遣は、特別な教育的支援が必要な児童・生徒への支援策の 一つとして、各学校の校内委員会での検討及び個別支援カードの作成内容を 踏まえて行っています。

授業中の様子を観察して、課題解決のための方策や気づきを学級担任に伝えて、一斉指導の中で生かすことを目標としています。また、学期ごとの成果により支援の継続性や支援内容の変更等判断をしています。

子ども支援員のスキルの向上と登録者の安定確保が課題となっているため、 初心者でも活動しやすいような導入研修、定期的な研修や情報交換会を実施 するとともに、教員志望や特別支援教育を研究している学生への働きかけを 強めるなど大学との連携を積極的に図ります。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
子ども支援員のスキルの向上のための研	継続		見直し	継続	
修会開催					
	検討		実施		
大学との連携					

(5) 教員・特別支援教育コーディネーターの指導力の向上

誰もが分かりやすく、落ち着いた環境の中で学習できるような授業のユニバーサルデザインは配慮を必要とする児童・生徒にかかわらず、すべての学級経営において必要な視点です。

個人の学習能力や特性に応じて、具体物や個別対応の教材を使った授業に加え、個別のニーズに対応できるICT教材である電子黒板や書画カメラを使った視覚的な支援を取り入れた学習も行われています。さまざまなツールや教材を組み合わせて、一人ひとりに有効な指導が実践できるように、教員の指導力の向上を図る必要があります。

教員が学習面や生活面で特別な教育的支援や配慮を必要とする児童・生徒が発するサインや課題に気付くためには、発達障害の特性を理解し、多様な支援策を講じるために研修を実施していきます。

特別支援教育コーディネーターは校内委員会での中心的な役割を担い、学校における特別支援教育の推進役であります。校長の目指す特別支援教育の視点に立つことができる教員が校長に指名され、関係機関との連携や保護者との信頼関係の構築等、高いレベルの指導力が求められます。

特別支援教育の理解を深め、実践力や総合的な指導力を身に付け、効果の高い授業が展開できるよう、研修内容の充実に努め、人材育成に取り組みます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
ユニバーサルデザイ ンを取り入れた授業 づくり	継続		見直し	充実	
ICT 教材を活用した 指導	継続		見直し	検討	
特別支援教育研修の 実施	継続		見直し	継続	
特別支援教育コー ディネーター研修 の実施	継続		見直し	継続	

※ ICT・・・Information and Communications Technology 情報通信技術

(6) 巡回相談員と巡回指導員による校内体制の充実

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員と特別支援教育士の資格を持つ巡回指導員は、相互に連携しながら、行動観察や必要に応じて心理発達検査を実施して、教員への学級での配慮点や指導方法についての助言を行っています。

個別支援カード及び個別指導計画の作成に係る校内委員会への派遣回数を 増やすなどの充実した校内体制づくりを図っていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
巡回相談員と巡回指 導員による校内体制	継続		見直し	継続	
の充実					

(7) 副籍制度の充実

副籍制度は、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住地域の学校に副次的な籍を持ち、交流を通じて地域とのつながりを維持するものです。

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も地域の子供として、「心が育つ」 交流活動を行うためには、「楽しく続ける」ことが大切です。

長期的な展望をもった交流を行う必要があり、児童・生徒はもとより保護者 や関わる教員が実情に応じた特色ある内容となるよう工夫をしつつ、副籍制 度の推進・充実を図ります。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
	継続		見直し	継続	
副籍制度の充実					

2 特別支援教室・特別支援学級の充実

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒一人ひとりのニーズに沿った指導体制の充実を図るために、これまで小学校に知的障害特別支援学級、情緒障害等通級指導学級、言語障害通級指導学級を設置し、中学校には情緒障害等通級指導学級、知的障害特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級を開設し、運営をしてきました。

東京都教育員会では、これまでの「児童が通う」通級指導学級に代わり、「教員が巡回する」『特別支援教室』を都内全公立小学校に平成28年度から3年間かけて導入しています。

これを受けて、本市では、平成28年度から市立小学校10校全校に特別支援教室を導入することとしました。

(1) 小学校における特別支援教室の充実

市立小学校全校に平成28年度から特別支援教室を導入しました。

特別支援教室の導入の目的は、通常学級の授業におおむね参加できるものの、特定の課題に困難を有する児童が個別指導や小集団指導を通して、学力や集団適応能力の伸長を図ること、在籍する学校で特別な指導を受けられることで児童・保護者の他校への通学による負担を軽減することが挙げられます。

特別支援教室を導入した学校には、特別支援教育専門員が一人配置され、特別支援教室のサポート役として円滑な運営を図っています。併せて、臨床発達心理士等の巡回が1校当たり年間40時間実施され、校内委員会での助言や教員の専門性の向上のために実施されています。

当市では、これまでの通級指導学級設置校を拠点校として、児童の課題解決のために必要に応じて拠点校に通って指導を受けることもできることとしました。

巡回指導教員と在籍学級担任との連携を強化し、通常学級でも必要とする 支援が実施できるよう情報の共有化を図っていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特別支援教室巡回指	継続		見直し	継続	
導教員研修会の実施					
巡回指導体制の環境	継続		見直し	継続	
整備の実施					

(2) 中学校における特別支援教室の検討

東京都では、平成30年度から準備の整った区市町村において、中学校における特別支援教室を導入し、平成33年度までに全ての公立中学校での設置を目指しています。

特別支援教室の導入の目的は、一人でも多くの生徒が在籍する中学校で支援を受けられるようにすること、個別指導や小集団指導を通して、学力や集団適応能力の伸長を図ること、生徒・保護者の他校へ通級することへの負担を軽減することが挙げられます。

当市でも、東京都が実施しているモデル事業の検証結果を踏まえて、導入に向けた検討を行います。

今後は、中学校で特別支援教室を展開した場合の対象生徒の把握、指導方法、 教員のスキルアップや課題についての検証を進めていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
中学校における特別	検討	導入			K
支援教室の導入					

(3) 特別支援学級の充実

①特別支援学級の適正配置の検討

本市の特別支援学級及び通級指導学級の配置については、平成24年度に「東大和市学校規模等のあり方検討委員会」での検討結果を踏まえて、平成26年度に第七小学校に通級指導学級、第五中学校に特別支援学級を新た設置し、平成28年度に第三中学校に情緒障害等通級指導学級を設置及び市内小学校全校に特別支援教室を導入し、現在の体制となりました。

利用者の利便性や各学級規模等を配慮した通学区域を見直しながら、一定の学級規模を維持することで安定した学級運営が図られるように、保護者の理解を得ながら学校と教育委員会が連携を深めていきます。

また、支援を必要とする児童・生徒の利用状況を随時把握しながら、教育ニーズの多様化に対応できるような特別支援学級の適正配置について検討を行います。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特別支援学級の	検討		見直し	検討	
適正配置の検討			***		

②特別支援学級教員の指導力の向上

特別支援学級では、将来的に自立し社会性を身に付けられるように、児童・ 生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階、特性に応じて、適切な支援や指導を 行っています。

特別支援学級の教員は、専門的知識と指導力を高めるために、外部講師や先進市の視察を通じて研修会を主体的に実施し、その効果を上げてきました。

今後は、自閉症スペクトラム障害のある児童・生徒への専門的な指導方法について、児童・生徒の実態に即した指導内容や方法を研究していきます。

また、特別支援教育の推進・周知啓発を担う地域のセンター校である都立羽村特別支援学校との研究交流を通して障害の特性に配慮した対応方法や授業展開などの助言により授業改善を行います。引き続き、交流学習及び共同学習の実施を行います。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特別支援学級教員研	継続		見直し	継続	
修会の実施					
都立羽村特別支援学	継続		見直し	継続	
校との研究授業交流					
の実施					

3 関係機関との連携

特別支援教育を推進するためには、保育園や幼稚園などの就学前機関から小学校・中学校、卒業後の就労までを見通した支援が行えるように、関係機関・相談機関の相互連携を強め、共同体制の充実を図ることは必要不可欠です。

そのためには、それぞれの機関が顔の見える関係とつながる支援を意識した中で、保護者との十分な信頼関係が構築される必要があります。

現在も、隣接するライフステージ間においては、相談機関同士の積極的な連携や個別のケースでは複数の関係機関で情報の共有が図られていますが、ライフステージを通した一貫した支援が課題となっています。

それぞれの関係機関が、支援を必要としている児童・生徒の実態を共通理解 し、情報の共有化と保護者の意向に沿った支援ができるような仕組みづくり を検討していきます。

(1) 保育園・幼稚園と小学校による連携会議の充実

現在の保育園・幼稚園と小学校連携会議の内容を充実させ、関係機関の取組状況、効果や課題を検証し、より連続性のある支援・引継ぎ方法についての検討を 進めます。

全体の進捗状況や方向性を確認する全体会の他に開催している実務者会議を活用して、例えば、入学に向けて家庭や就学前機関が準備する内容のパンフレット化の検討等、具体的な取組を進めていきます。

また、就学支援シートは、保護者が幼稚園・保育園と共同して作成し、小学校に提出するものです。就学支援シートを連携のためのツールとして活用してもらうため、利用率を引き上げるための周知、啓発活動を行うとともに、小学校での活用事例や効果について、情報発信の方法について検討していきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
幼稚園・保育園と小 学校連携会議での	継続		見直し	継続	
引継ぎ方法の検討					
実務者会議での具	継続		見直し	充実	
体的な取組み内容 の検討					
就学支援シート提	継続		見直し、	充実	
出率の向上・様式の 見直し					

(2) 特別支援学校との連携

本市の特別支援教育の推進に係る協力・支援校として、都立羽村特別支援学校が東京都から指定されています。

特別支援教育の周知・啓発及び一人ひとりの障害の特性に応じた指導方法や工夫について、専門性を有する都立特別支援学校との連携を図ることは大切です。

現在、実施している共同講演会は今後も継続し、特別支援教育や発達障害の理解推進に係るテーマの中から、多くの市民に参加してもらえるように内容を工夫していきます。

また、市内の小・中学校と都立羽村特別支援学校とが連携することで、より専門性を高めるため、専門性向上プロジェクトを実践し、「授業づくりの基本」をテーマに特別支援教育の推進に努めてきました。

今後も、羽村特別支援学校による定期的な訪問を依頼し、引き続き指導・ 支援のあり方について助言をもらえるよう連携して、特別支援教育の周知啓 発、教員の資質向上、支援体制の整備に係る連携を深めていきます。

平成28年度に都立羽村特別支援学校の協力を得て、特別支援学級を利用する保護者を対象に障害のある児童・生徒の進学や就労をテーマとした懇談会を開催しました。継続して実施していくとともに、参加者が増加するよう内容の充実を図っていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
羽村特別支援学校の 特別支援教育コーデ	継続		見直し	継続	
ィネーターの訪問に					
よる連携					
特別支援学級での授業を通じた研修の実	継続		見直し	継続	
施					
特別支援学校共催講	継続		見直し	継続	
演会の実施					

(3) 発達障害者支援連絡会の活用

支援を必要とする児童・生徒の課題や保護者の意向に沿った相談や支援を 行う場合、単独の機関で支えるには限界があります。それぞれのライフステージに応じた支援を受けることができるよう、関係機関が切れ目のない支援を 継続するための連携体制が必要となります。

地域における多種多様な機関が、連携協力をすることで地域に密着した乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援が可能になります。

これまで、それぞれの相談機関や隣接するライフステージ間で完結していた支援を連続したものとするため、今後は、障害福祉課を中心とした庁内関係機関(保健、福祉、教育、労働等)で組織した発達障害者支援連絡会を活用していきます。

一貫した支援を継続していくため、これまでの関係課の支援策や支援内容を確認し、例えば、各々の相談機関が作成した個別の支援ファイルを関係機関全体で共有する仕組みの研究など、将来を見通したつながる支援の具体的な取り組みや、さらに外部とのネットワークの構築について検討していきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
支援の連携のための 発達障害者支援連絡 会の活用	継続		直直し	充実	

4 保護者支援の充実

すべての児童・生徒が楽しく生き生きとした学校生活を送ることは、保護者 をはじめ教育行政に携わる関係者すべての人の願いです。

家庭と学校での児童・生徒の困っている様子の捉え方の違いについて、あるいは発達障害の正しい理解や気付きについて、早い段階から家庭でも関心を持ち、理解してもらえるように、市では、就学時健診、就学支援シート、就学相談、巡回相談、パンフレットや講演会による情報提供など様々な施策を重層的に用意し、保護者支援と相談体制の充実を図っています。

また、幼稚園や保育園から小学校、中学校へ継続した支援により保護者が安心を得られ、なんでも相談できる環境整備を行うこと、児童・生徒や保護者の気持ちをくみ取り、丁寧でわかりやすい相談と十分な情報提供も重要です。

これまで確立してきた保護者支援・相談体制を基本としながら、3歳児検診及び5歳児健診との連携、就学時健診の観点の整理等、内容の充実・工夫が図られるように検討していきます。

(1) 就学相談システムの充実

就学支援委員会を中心とした就学相談の基本的な考え方は、障害のある児童・生徒の可能性を最大限に伸長し、自立と社会参加を目指すことです。

就学支援委員会では授業内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごすことができるように、通常の学級、特別支援教室、通級指導学級、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」を教育学、医学、心理学等専門的見地の意見も含めて検討します。

就学相談の過程では、保護者への十分な情報提供を行い、当該児童・生徒の 可能性を最大限に伸長する教育が行われることを説明することが重要です。

児童・生徒及び保護者の意向を可能な限り尊重し、年齢及び能力に応じた十分な教育が受けられるように、障害の状態や教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を総合的に勘案して、最もふさわしい就学先を相談するものです。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
就学相談担当者の専門性向上のため	継続		見直し	継続	
の研修					
就学前の保護者への特別支援教に関	継続		見直し	継続	
する情報提供					
就学時健康診断(行動観察)の観点の共	継続		見直し	継続	
通理解の推進					
3歳児・5歳児健診	検討	導入			
への巡回相談員の 出席					

(2) 通常学級における巡回相談・巡回指導による 保護者への情報提供の充実

臨床心理士の資格を持つ巡回相談員と特別支援教育士の資格を持つ巡回指導員は、相互に連携しながら、行動観察や必要に応じて心理発達検査を実施して、本人や保護者への支援策等のフィードバック、家庭での支援策等についての助言を行っています。

今後も現行の巡回相談・巡回指導体制を十分に機能させ、幼少期からの連続 した支援が充実できるように、保護者に向けた特別支援教育の理解・普及を図っていきます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
保護者との相談体制	継続		見直し	継続	
の充実					
巡回相談員・巡回指	継続		見直し	継続	
導員の専門性の向上					
就学前機関への啓	継続		見直し	継続	
発・理解の推進					

(3) 特別支援教育の情報発信

特別支援教育の推進のためには、障害や発達に関して地域や市民の理解が必要不可欠です。

特別支援教育の認知度の向上、共生社会への理解を進めるためには、啓発に関するパンフレットの配布や講演会の開催など情報提供する広報活動が大切です。併せて、市のホームページを活用し、都立特別支援学校や学校・学級公開に関する情報を掲載し、啓発内容の充実を図ります。

また、学校を通じた広報のあり方について検討し、多くの市民の理解を得るための特別支援教育の理解啓発の充実に努めます。

項目	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
特別支援教育啓発パンフレットの作成・	継続		見直し	継続	
配布					
市ホームページにお ける特別支援教育啓	継続		見直し	継続	
発の充実					
子育てアプリを活用	継続	実施	見直し	継続	
した情報発信					

V 資料編

~ユニバーサルデザイン 東大和市版 ~

学報の中には特別な支援を必要とする児童・生徒がいます。ユニバーサルデザインを取り入れた学報づくいは、どの児童・生徒にも安心感を与え落ち着いた学報生活をおくるための基となるものです。 本リーフレットで、ユニバーサルデザインを取り入れた環境づくい・集団づくい・授業づくいのためのヒントを掲載しています。ぜひご活用ください。

環暗づくり

刺激となるものを、極力 減らし、児童・生徒の集中 力が維持できるようにして いきます。

授業づくり

児童・生徒にとってわかる 授業づくりを進めます。 先の見通しが持てると落ち 着いて学習に取り組めるよう になります。

集団づくり

児童・生徒が安心し、落ち 着いて生活することができる ような学級集団づくりを進め ていきます。

さて、下の写真を見て考えてみましょう。

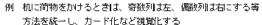


児童・生徒が落ち着いて学習に取り組めるような配慮がいくつかなされています。 ①~⑤に行われている具体的な配慮のポイントは何でしょうか? (次ページからそのヒントが示されています。解答は裏表紙に記載)。

【安心できる集団づくり】

<活動に見通しをもたせる>







例 「①」「②」の順番を付け、最初から最後までの見通しを伝える

- 3 予定の変更がある場合は、事前に必ず説明をする。
 - 例 変更点がいつ、どこで確認できるのか視覚化する。「体育は体育館に変更」と掲示する
- 4 学級での当番活動・日直の仕事・協活動などのやり方は、毎回決まった表示を付けるなど 根質化し混乱を防ぐ。
 - 例 各係の手順を日誌に貼っておく
- <特性の許容と上手な対応>
- 1 「スモールステップ」で活動を区切り、「できた!」の肯定感、成功体験を大切にする。
 - 例 1.0間課題があれば最初に5間行い合格印を押す。次に残りの5間を行う
- 2 禁止語ではなく肯定語で声かけをする。
 - 例 「ろうかは走ってはだめ!」→ 「ろうかは歩きます。」
- 3 感覚の特性(音やにおいに敏感、味覚や皮膚感覚に苦手さが強いなど)は理解し 我慢させるより配慮をする。
- 4 「理解をもった無関心」を行う。
 - 例 他者に迷惑でない程度の行動・ひとり言は思いやりの無関心
- 5 本人の意志表示・ヘルプ要請の方法を工夫して受け入れる。
 - 例 支援グッズの利用

<コミュニケーションを意識した集団づくり>

- 1 「あいさつ」と「返事」を大切にする。
 - あいさつは誰にでも行えるコミュニケーションであることを子どもたちに伝える
- 2 「コミュニケーションタイム」を意識的につくる。
 - 例 朝の時間・学活等でのショートエクササイズ、休み時間のクラス遊び等
- 3 人どれどれの違いを認め合う事のできる環境づくりをする。
 - 例 「分担」という方法を上手に利用し「協力」「チームワーク」を意識させ、声掛けする





ユニバーサルデザインを取り入れた学級づくり 3ページ

【わかりやすい授業づくり】

<授業の円滑化 ~ルールが明確になっている~ >

- 1 チャイム若席、授業準備のルールを具体的にする。
 - 例 授業ごとに準備する道具のセットの仕方が決められている 「チャイム著席OK、準備もOK」と<mark>毎回評価し、褒めることで行動を強化する</mark>
- 2 注目に関するルールを具体的にする。
 - 例 「注目!」と言ったら、全員がおしゃべりをやめ、話し手に顔を向ける等、 注目の仕方が明確になっている
- 3 発言に関するルールを具体的にする。
 - 例 「質問はありますか」などの発言があってから、手をあげて、指名されてから発言する などのルールがある
 - 例 「はい」→(立つ)→「~です」などのルールがある。
- 4 不適切な行動への対応のルールを具体的にする。

不適切な行動があった場合、教員は過剰反応せず、ルールに従って淡々と指導する 例 発言のルールが守れず話した時、制止するためのジェスチャーがある

<集中できる授業の組み立て ~わかる授業づくり~ >



- 1 学習活動の開始と終了が明確に示されている。
 - 例 「この学習の終了は今から○分後です。はじめてください。」途中で「あと○分です。」 終了時「終了。」と伝える〈タイマーがあるとよい〉
- 2 授業をパターン化するなど見通しを持ちやすくする。
 - 例 作業後はワークシート、説明後は質問タイム、基礎問題を早く終えた人は応用問題に 挑戦してみる等、<mark>授業の流れをパターン化</mark>する 授業の最初に進行の流れを板書する。また、授業目標や参照するページ等を書いておく





4ページ

【落ち着ける環境づくり】

視覚的な刺激や聴覚的な刺激を受けやすい児童・生徒がいます。 少しでも集中して授業に臨めるように、落ち着いた環境を整えていきましょう。

集中しやすい環境づくり





気が散りやすい児童・生徒や集中して取り組めない児童・生徒は周りの刺激を受けやすいため、刺激となるようなものを極力減らすことで集中を持続させることが大切です。

就学支援シート(見本) 表紙

東大和市教育委員会

就学支援シート

~-人一人の個性を大切にした楽しい学校生活を目指して~

小学校への入学にあたり、家庭、幼稚園・保育園などで、これまで「大事にしてきた こと (育ててきたもの)」 や「日常生活でちょっとした手助けが必要なこと」 などが、そ の年齢に合った形で継続されることがとても大切です。

お子さんが、楽しく充実した学校生活を送ることができるように、小学校の先生方と、 どんな学校生活が送れるか一緒に考えていきましょう。

就学支援シート活用までの流れ

の「就学支援シート」を就学時健診時に入学予定小学校で配布します。(10月~11月頃) ②「就学支援シート」の作成を希望する保護者は、記入例を参考に、「保護者」欄に記入します。 幼稚園・保育園に通われている方は、保護者が通園先の先生に「就学支援シート」の記入を依頼 し、通園先の先生が、記入例を参考に「幼稚園・保育園」欄に記入します。

②保護者は、入学説明会時に「就学支援シート」を入学予定小学校へ提出します。(2月頃)

@各小学校は「就学支援シート」を参考に保護者と協力して、必要に応じて

幼稚園・保育園との引継ぎ等、入学に向けての準備を行います。

※「就学支援シート」は希望される保護者が作成・提出をしてください。

フリガナ		性	别		生	邦日	
お子さんのお名前				平成	年	月	日生
フリガナ							
保護者のお名前							
連 絡 先	=	ŧ.	á	()		
幼稚園・保育園・ 疫育機関名		己種		,			
相談機関名		己人老	夕				

ご不明な点は、東大和市教育委員会 教育指導課特別支援教育係 042-563-2111内線1526までご連絡ください。

就学支援シート(見本) 1ページ

氏名[

1. 好きなこと(得意なこと)や嫌いなこと(苦手)なことを教えてください。





	ご家庭で	の様子(保護者から)	幼稚園・保育園:	から
	① 間く ② 記読む ② 急き・計算 ⑤ 片す ⑦ 食事		で間に で で で で で で が が い が り で り で り で り で り で り で り で り り り り り	
好きなこと・得意なこと	②大きな運動 ②無かい作業 のの人とのかでかわり 切り大集団での活動 が大等団での活動		②大きな運動 ②細かい作業 ⑪人とのかかわり ⑪大集団での活動 ⑫水集団での活動 ⑫ 着替え	
	①②③④数まむ 日間話読数を計算 「金」の 「金」で 「金」で 「金」で 「金」で 「金」で 「金」で 「金」で 「金」で		①間く ②話読む ②数・計算 ②書く で食事	
嫌いなこと・苦手なこと	8 大きな連動 ・ 大きな連門 ・ 大きなでは、 ・ 大きなでは、 ・ 大きなでは、 ・ 大手をできる。 ・ 大手をできる。 ・ 大手をできる。 ・ 大手をできる。 ・ 大手をできる。 ・ 大手を呼ばれる。 ・ 大手ををできる。 ・ 大手をできる。 ・ 大手ををできる。 ・ 大手をををををできる。 ・ 大手をををををををををををををををををををををををををををををををををををを		②大きな運動 ②細かい作業 ⑪大を切かかわり ⑪大集団での活動 ⑫水集団での活動 ⑫オ替君え ⑫お昼寝、睡眠	

就学支援シート(見本) 2ページ

2. 行動画の特徴や配慮が必要なことを教えてください。 ご家庭での様子(保護者から) 幼稚園・保育園から ※ご家庭におい ※国において、以 下の(例)のような て、お子さんが以 下の(例)のような 行動等を起こした 行動等を起こした 場合にどのような 場合、どのような 性 対応方法を取られ 対応方法を取られ ているか教えてく ているか教えてく 格ださい。 ださい。 (例) (例) 行 〇 多動 多動 関(衝動的 〇衝動的 す ○ 窓りっぽい る ○ 言葉より手が出る ○怒りっぽい ○言葉より手が出る ち 〇爪をかむ 〇爪をかむ 特 〇指しゃぶり 〇 チック 〇 パニックになる 〇指しゃぶり 〇チック 〇パニックになる ○ 落ち着きがない ○ こだわりが強い ○ 奇声 ○落ち着きがない 〇こだわりが強い 〇奇声 ○その他 ○その他 保護者の願いとし 園において、就学 指 で小学校入学に向けて大切にしてき 後の支援に向けて 大切にしてきたこ 上 たこと、育てていく の 中で工夫してきた エ こと、指導により伸 と、指導により伸び たこと、これからも 伸ばしてほしいこと 夫 びたこと、これから や も伸ばしてほしいこ 必 と等 要 また、学校と相談 な したいこと 弱 慮 3. 今までに相談したことがある相談機関(医療、教育、福祉等)からの引継ぎまたはアドバイス

就学支援シート(見本) 裏表紙



個別支援・個別指導カード 1ページ(表)

〈校内委員	会作成>						Į	収扱い注意	Ī.	1	AC欠業	
	個別家	支援・1	個別指導カート	東大和	市立第	学校		蛇	理番号			
					_							
名	前	学年組	担 任	コーディネーター	<u>平</u>	成年月		保護者氏:	3			
					主訴(主な	課題)と配	<u> 應事項</u>					
通級	平成 年	月~ 利用	・ 継続 ・ 完了									
支援	はいかせ	るプラスド	情報、本人の能力、興味	未、関心、背景								
					医療、福祉	等の相談、	検査等	の記録				
保	日時	相談者	対応者		方法	(面接・記	書面・官	話等)と	相談内容	7		
保 護 者		10020	- 3,70 -		75724	100104			. 1002(1 1 0			
者												
相												
談 の												
結												
果												
-110		I										

個別支援・個別指導カード 2ページ(裏)

対応プラン支援に関する	①就学措置検討	②SC対応	3	12/不登校支援	
グラ 接	②通級利用検討	❸生活指	導	③個別指導計	画の作成
学に	③補充学習、取り出し	9相談員	等の派遣	⑩教育支援計	画の作成
ラ関	④授業中の配慮	⑩支援負	等の派遣	®その他	
シュ	⑤担任の個別相談	①外部機	関(子育て支援、さわやカ	1、保健センター	
_	⑥家庭支援	児相)と	の連携		
手度 学年	気づき	現行の支援策	対応ブラン	方針と支援策	評価と引継ぎ

個別指導計画 1ページ(表)

	《取扱い注意》 様式4
平成 年度 個別指導計画	東大和市立第 学校
1. 児童・生徒	4. 医療歴、相談歴
E-6 性別	
学年祖 年 組	_
学級担任	
3-744-7-	-
2. 本人・保護者の希望	
現在・将来についての希望	
本人	
	5. 検査等の記録
保護者	
	-
3. 主訴(主な課題)	¬
	П
	П
6. 児童・生徒の様子 ①困難な状況	
①困難な状況 【教科学習ごついて】	7. とらえかた
【松件子音について】	
【社会性、行動画について】	
	П
	П
【運動、手先の器用さについて】	
	8. 基本方針
	○ 是平刀列
【その他(身辺処理等)】	П
	П
	
②支援に活かせるブラス情報。本人の能力、興味関心、背景等	\$
	П
	П
	П

個別指導計画 2ページ(裏)

	支援策			10. 評		
2 7	場面	担当者	取組み内容	取組み状況	児童・生徒の反応	た(変容) 備考(今後の見 通し等)
	(注) :	き中の機関	区切り線は、必要に広じて適宜引いてくが	e≱iv.	•	
		者との相	区切り線は、必要に応じて通宜引いてぐ 談経過 5者 方法(面接、書面、電話等)	ざさい。	相談内容	ļ.
	. 保護	者との相	談経過	ざさい。	相談内容	;
	. 保護	者との相	談経過	ださい。	相談内容	
	. 保護	者との相	談経過	eev.	相談内容	-
E	. 保護	者との相対の	談経過	čev.	相談内容	
E	. 保護	者との相対の	談経過		相談内容	
1 2	. 保護 B 時	者との相対の確認	談経過 古者 方法(面接、書面、電話等)			
12	. 保護 B 時	者との相対の確認	談経過 古者 方法(面接、書面、電話等)			
12	. 保護 B 時	者との相対の確認	談経過 古者 方法(面接、書面、電話等)			

用語解説 (50音順)

用語	解説
I C T Information and Communications Technology	情報通信技術。 児童・生徒がその困難さを取り除いたり、軽減したりするため の機器材。
インクルーシブ教育	具体例として、電子黒板、書画カメラやタブレットPCなど 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能
システム	力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教
	育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されるなどが必要とある。 <障害者権利条約第24条及び中央教育審議会(分科会)「共
	生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」報告(平成24年7月)」から引用>インクルーシブ教育システムとは、この理念に基づく教育制度のこ
学校経営方針	と。 校長が、各年度における学習指導、生活指導、学校運営等の教育活動の目標と方策を示すことで、学校の自律的改革を促進し、個性化・特色化を図るなど教育サービスの質を向上させるために策定するもの。
合理的配慮	障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必
	要とされるもの。学校設置者及び学校に対して体制面、財政面に おいて均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。 〈文部科学省「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育シ ステム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要」〉
個別支援カード	東京都が作成したガイドライン「個別の教育支援計画」にあたるもの。 東京都の「個別の教育支援計画」では、医療や福祉関係との連
	携も含めた幼保・小・中・高校卒業後・就労までの一貫した計画となっていますが、東大和市におきましては、学齢期の小・中学校の中で完結できる独自の「個別支援カード」を「個別の教育支援計画」に代わるものとして使用することにしました。
個別指導計画	「個別支援カード」で明確にした課題をもとに、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導が行えるよう具体的な指導目標や指導内容、指導方法等を明確にするもの。

用語	解説
共生社会	障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し 支え合い、人々のあり方を相互に認め合えるわが国の目指すべき 社会のこと。
	平成17年6月 内閣府「共に生きる新たな結び合い」の提唱の中では、目指すべき社会の姿として下記の5つの視点が示されている。
	1 各人が、しっかりした自分を持ちながら、帰属意識を持ちうる社会
	2 各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会 3 年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされ
	ない社会 4 支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加、貢献 する社会
	5 多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会
就学支援シート	就学時健診の際に、小学校への引継ぎを目的として就学予定児の保護者に配付するもの。保護者と就学前機関の双方で記入した内容を、入学前に各小学校へ提出し、入学に向けて事前準備を行うことで、入学後から支援が受けられるよう、活用されるもの。
障害を理由とする差別の	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制
解消の推進に関する法律	度の整備の一環としてすべての国民が、障害の有無によって分け 隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生 する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進する
	ことを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「差別解消法」)が制定され、平成 28年4月1日から施行された。(「内閣府ホームページ」から抜粋)
子ども支援員	通常学級での学習に参加できるが、特別な支援を必要とする児童・生徒の学校生活上の学習面や行動面での課題解決を図れるように、担任教諭と連携して支援活動を行うスタッフ。
	主に一般の方や大学生が、事前登録した上で有償ボランティアとして活動をする。 学校から提出された個別支援カードによって支援方法を確認
	マ校から提出された個別支援カートにようで支援方法を確認し、巡回相談員の指導のもと、授業中や休み時間に付き添う中で行動観察を行い、課題解決のための原因や気付きを担任に伝える役割を担う。
	支援の必要な児童・生徒への関わり方の基礎知識や対応方法を 習得して、適切な対応がとれるよう学期に1回程度、研修を行う。
授業のユニバーサル デザイン	特別な支援を必要とする児童・生徒への指導・支援の要素と通常の学級でも誰もが分かる授業を融合させた授業であり、その結
	果、すべての児童・生徒にわかりやすく、学習意欲が喚起される 授業。
スクールカウンセラー	児童・生徒に対する相談はもとより、保護者及び教職員に対する相談を実施している。
	学校ではカバーし難く、多岐にわたる相談業務を担う臨床心理 に関して、高度に専門的な経験を有する者。

用語	解説
ソーシャルスキル	対人場面において、他者の行動の良い部分をモデルにして社会
トレーニング	場面に適応していく技術を身に付けるためのトレーニング。
	学校生活においては、授業を集中して受けられるようにした
	り、協調性や友人との良好な関係、コミュニケーション能力等を
	習得したりすることを目的としたトレーニング方法。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱
	者(身体虚弱者を含む。)に対して、小学校、中学校または高等
	学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活
	上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けるこ
	とを目的とした学校。
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的
	な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人
	の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の
	困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う
	ものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象
	の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な
	支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校におい
	て実施されるものである。
	さらに、特別支援教育は、障害のある幼児・児童・生徒への教
	育に留まらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ
	様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎とな
	るものであり、我が国の現在および将来の社会にとって重要な意
	味を持っている。(「特別支援教育の推進について(通知)(平
	成 19 年 4 月 1 日 19 文科初第 125 号)」)
特別支援教育検討委員会	本市における特別支援教育のあり方について、具体的な施策の
	研究を行うための教育委員会内の検討組織。
	委員は、小・中学校長会の会長、特別支援学級の教員、特別支
	援教室巡回指導教員、通級指導学級の教員、通常学級の教員、教
	育委員会から指導室長、統括指導主事、学校教育課長、学校教育
	課の巡回指導員、巡回相談員等で構成され、必要に応じて外部か
	らの意見聴取も行っている。
	年度当初に検討課題を協議し、計画的に調査・研究等を行い、
	一定の成果を挙げることを目標としており、内容によっては、教
	育委員会への報告後、施策として実施する。
東大和市学校教育	教育基本法第17条第2項に規定されている教育振興基本計画。
振興基本計画	本市では計画期間を平成26年度から30年度まで5年間と定め、
	これまで取り組んできた教育の成果と課題に基づき、今後5年間
The state N TID I	を見据えた教育ビジョンとして策定した。
臨床心理士	臨床心理士資格の認定を受けている心理専門職。心理的課題を
	抱える相談者に対して、臨床心理学に基づいた知識と技術で、精
	神心理的問題や不適応行動などに対して、援助や改善を図ること
	を職務内容とする者。

第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会設置要綱 (設置)

第1条 市の特別支援教育の指針となる第二次東大和市特別支援教育推進計画の策定にあたり、有識者、関係団体及び市民の意見を反映させるために、第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見をまとめ、教育長に報告する。
 - (1)特別支援教育に関する基本的な方針に関する事項
 - (2) その他特別支援教育推進計画の策定に関し必要な事項 (構成等)
- 第3条 懇談会は、次に掲げる委員13人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者 1人
 - (2) 小・中学校の校長の職にある者 2人
 - (3) 小・中学校の特別支援学級の教職員 4人
 - (4) 教育相談員 1人
 - (5) 指導室長 1人
 - (6) 学校教育課長 1人
 - (7) 公募による市民 3人以内
- 2 学識経験者は懇談会の円滑な進行を図るため、懇談会においてアドバイザーの役割を担い、特別支援教育制度、市民への理解促進に関すること及びその他特別支援教育推進計画に関し必要な事項等について助言する。
- 3 懇談会に座長及び副座長を置く。座長は委員の互選により選任し、副座長は 座長が指名する。
- 4 座長は、懇談会を招集し、総括するとともに、懇談会の議長となる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。 (意見等の聴取)
- 第4条 懇談会は、必要に応じて、懇談会委員以外の者の出席を求め、意見を聴 取することができる。

(事務局)

第5条 懇談会の庶務は、学校教育部学校教育課において処理する。 (設置期間)

第6条 懇談会の設置期間は、第2条に掲げる事項について意見を教育長に報告するまでとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第6条に掲げる設置期間の満了をもって、その効力を失う。

【第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会委員名簿】

氏	名	選出区分	所 属
◎堀江	まゆみ	学識経験者	白梅学園大学 子ども学部 教授
〇山本	武	中学校長会	東大和市立第五中学校長
菅野	仁一	小学校長会	東大和市立第四小学校長
平松	新太郎	特別支援学級教員	小学校特別支援学級教員
川畑	眞美	特別支援学級教員	小学校特別支援教室教員
山口	麻衣	特別支援学級教員	中学校特別支援学級教員
白川	深雪	特別支援学級教員	中学校通級指導学級教員
宮川	由美	教育委員会	巡回指導員
岡田	博史	教育委員会	指導室長
岩本	尚史	教育委員会	学校教育課長
鈴木	美春	公募市民	
塚田	育子	公募市民	
川田	真理子	公募市民	
木内	洋子	公募市民	

※敬称略

(◎ :座長 ○:副座長)

【第二次東大和市特別支援教育推進計画策定懇談会開催経過】

開催日時・会場	内容	傍聴 者数
平成28年5月26日(木) 午後2時から午後4時 市役所会議棟2階 第6会議室	・懇談会座長・副座長の決定 ・第一次計画の成果と課題 ・特別支援教育の取組み状況	3人
平成28年7月25日(月) 午後2時から午後4時 奈良橋市民センター3階 学習室	・特別支援教育の現状と課題 ・計画に掲載する施策	4人
平成28年10月12日(水) 午後2時から午後4時 奈良橋市民センター3階 学習室	・計画策定に向けた課題整理 ・パブリックコメント実施に 向けた骨子(案)	0
平成28年11月30日(水) 午後2時から午後4時 中央公民館2階 視聴覚室	・パブリックコメントの実施 状況・計画の構成内容	0
平成29年1月11日(水) 午後2時から午後4時 中央図書館2階 視聴覚室	・計画たたき台の検討	О
平成29年3月1日(水) 午後2時から午後4時 中央図書館2階 視聴覚室	計画案へのまとめの検討今後の策定スケジュール	0

【第二次東大和市特別支援教育推進計画の概要(骨子)(案) に係るパブリックコメントの実施状況について】

実施期間	平成28年11月1日(火)~11月30日(水)
提出意見数	2件 1名

第二次東大和市特別支援教育推進計画

平成29年3月

東大和市教育委員会 学校教育部教育指導課

〒207-8585 東大和市中央3-930

電 話:042-563-2111

F A X:042-563-5933

E-mail: shidoh@city.higashiyamato.lg.jp